

平成 26 年 3 月 31 日

メールマガジン購読者に対して投資信託商品を勧誘する 「Paul Green Asset Partners」に関する注意喚起

平成26年1月以降、メールマガジン(以下「メルマガ」といいます。) 購読者に対して投資信託商品を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「Paul Green Asset Partners」(以下「Paul 社」といいます。)との取引において消費者の利益を不当に害する行為(不実のことを告げること)を確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

(注意喚起の要旨)

- O Paul 社とは別のメルマガ発行者が、メルマガポータルサイトを利用して、Paul 社が取り扱う投資信託商品を購入すれば高い利益が得られるなどといった情報をメルマガ購読者に無料配信しています。
- このメルマガを購読した消費者がPaul 社のウェブサイトにアクセスして会員登録を 行うと、後にPaul 社から、償還期間3~5か月、1口10万円、年利20~70%、週1 ~月1回の収益分配などといった短期・高利回りの投資信託商品の勧誘を受けます。
- 高利回りの商品に興味を持った消費者が Paul 社に対して申込みを行うと、申込金の振込先として Paul 社とは別名義の事業者や個人の口座を指定されます。消費者がこの口座へ申込金を入金すると、投資信託の取引が開始されます。
- 開始直後こそ消費者は数千円程度の分配金を受け取りますが、償還前に Paul 社と連絡が取れなくなります。消費者には残りの運用期間の分配金だけでなく、元本についても払い戻されることはありません。
- 当庁が調査したところ、Paul 社が所在地としている場所には全く別の事業者が入居 しており、Paul 社の拠点は存在していませんでした。また、この所在地を本店又は支 店とする Paul 社の商業法人登記もありませんでした。
- 〇 投資信託商品の販売を行うためには金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づき、金融商品取引業者としての登録を受けることが必要ですが、Paul社は同法に基づく登録を受けていませんでした。
- O Paul 社が勧誘する投資信託商品は実体がないものであり、Paul 社を紹介したメルマガ発行者と裏でつながっていることが強くうかがわれます。Paul 社の投資信託商品に関する勧誘には決して応じないようにしましょう。
- O このような取引に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談 しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室 TEL: 03(3507)9187 FAX: 03(3507)9287

メールマガジン購読者に対して投資信託商品を勧誘する 「Paul Green Asset Partners」に関する注意喚起

平成26年1月以降、メールマガジン(以下「メルマガ」といいます。) 購読者に対して 投資信託商品を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられていま す。

消費者庁が調査したところ、「Paul Green Asset Partners」(以下「Paul 社」といいます。)との取引において消費者の利益を不当に害する行為(不実のことを告げること)を確認したため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けます。

1. 事業者の概要

名	称	Paul Green Asset Partners
所 在	地	東京都港区海岸1-2-3
代 表	. 者	岡田 智廣

- ※ Paul 社が消費者に提供した資料等に記載されている内容です。
- ※ Paul 社は、上記所在地に存在しません。

2. 具体的な勧誘事例(契約書類の詳細は「別添資料1」を参照)

事例 1

(1) 平成 25 年 10 月下旬、メルマガポータルサイトにおいて、投資に関する無料配信の メルマガの購読を申し込んだ消費者に、無数のメルマガが届いた。消費者は、この中 で Paul 社が販売する「短期運用型投資商品」という投資信託取引について記載された メールが目に付いた。

Paul 社の商品は複数紹介されていたが、このうち、「ユニバース 3000 K型」という商品については、償還期間が5か月で、1口10万円から始めることができ、年20パーセントから30パーセントの利回りで月に1度の分配金が受けられるという内容だった。

消費者は、Paul 社のウェブサイトから会員登録して、更に詳しい運用実績等の情報を見ているうちに Paul 社と取引を始めたいと思うようになった。

(2) 11 月上旬、Paul 社の担当者Aに「ユニバース 3000 K型」を申し込みたい旨を電話で伝えると、その日のうちにPDF形式の申込書と契約書が送られてきたため、これに署名押印して Paul 社宛にFAX送付した。【別添資料 1 参照】

すると、Aから「内容を確認できました。代金が振り込まれてから取引を開始します。」と電話で連絡があった。

消費者は、Paul 社から指定された振込先にインターネット・バンキングを利用して申込金 10 万円を振り込んだ。振込先の口座は Paul 社の名義と異なる別事業者の名義だったので少し疑問に感じたが、その日のうちにAから振込確認の連絡が入り、取引が開始されたので安心した。

(3) 12 月上旬、消費者の口座に1回目の分配金として約3千5百円が振り込まれてお

り、振込人の欄には「ユニバース3000」と記載されていた。

それまで、Paul 社から毎日のように運用実績がメールで届いており、あわせてAからも今後の運用予測の連絡があったが、このとき振り込まれていた分配金はAが予測していたとおりの金額だった。

この分配金を受け取ることで、消費者は Paul 社を信用するようになった。

(4) この頃、消費者は、Aから「エマージングプラス」という別商品の勧誘を受けていた。この商品は、一口10万円の年末年始限定商品で、「ユニバース3000K型」よりも高い利回りが期待できるとのことだった。

年が明け、Paul 社から「ユニバース 3000 K型」の2回目の配当が1週間ほど遅れるとの連絡があったものの、消費者は、Paul 社を信じて、「エマージングプラス」も追加契約することにして、更に10万円を送金した。

このときの振込先も Paul 社名義ではなく、また、「ユニバース 3000 K型」の契約時と異なる事業者名義の口座を指定されていた。

(5) 平成 26 年 1 月上旬、それまで毎日のように届いていた運用実績が配信されなくなった。また、分配金が支払われる予定の 1 月中旬になっても口座への入金がなかったため、改めて Paul 社のウェブサイトにアクセスしてみたところ、当該ウェブサイトは既に閲覧不能となっていた。

また、Paul 社に電話もしてみたが、コール音はするものの誰も電話に出なくなった。 結果として、1月上旬を最後にPaul 社からのメールやAからの電話は一切なくなり、 その後の分配金の振込もない。

事例 2

(1) 平成 25 年 10 月中旬、メルマガポータルサイトから投資に関する無料メルマガ配信サービスに登録した消費者の元に、大量のメルマガが届いていた。

このうち、Bという者が配信するメルマガに Paul 社が販売する投資信託商品を紹介する情報が書かれていた。

消費者は、そのメールから Paul 社のウェブサイトを閲覧したところ、「ユニバース 3000 K型」という投資信託商品に興味を持ったが、詳しい情報を確認するには閲覧コードが必要であることから、その閲覧コードを入手するために消費者自身の氏名、電話番号、住所等の個人情報を Paul 社にメール送付した。

(2) その日のうちに、Paul 社のCという担当者から電話があり、「ユニバース 3000 K型」 の説明を受けた。

この商品は、償還期間が3か月、1口10万円から始められ、年50パーセントから70パーセントまでの利回りで、2週間に1度の分配金が受けられるなどの取引内容について説明を受けた。さらに、Paul社の運用実績や投資参加者数等を聞くことで、消費者は、徐々にこの商品に興味を持ち、Cから取り寄せた申込書に必要事項を記載してFAXで申し込んだ。

10 月下旬、消費者は、Paul 社の名義と異なる別事業者名義の口座を申込金の振込先として指定されたが、特に不審にも思わずに 10 万円を振り込み、「ユニバース 3000 K型」の取引を開始した。取引を開始してから、Paul 社から運用実績がメールで送られるようになった。

(3) 取引開始2週間後の11月中旬、消費者の口座に「ユニバース3000K型」の分配金

として約2千円が振り込まれていた。

この頃、消費者は、Paul 社が新しく販売を始めたという投資信託商品「GPハイ・イールド・ファンド」を勧められていたが、「ユニバース 3000 K型」の分配金が振り込まれたことで Paul 社を信用していたので、この商品を追加購入することにした。

消費者は、Paul 社に申込み、「ユニバース 3000K型」契約時と同じ振込先に申込金 30万円を振り込んだ。

(4) 2つの商品の分配金として、11 月下旬に約2千円、12 月上旬には約4千円が続けて入金された。

消費者は償還日を迎えるまで継続して分配金が振り込まれ続けると信じていたことから、その後も Paul 社から更に勧められた2つの投資信託商品を追加購入した。

これらの振込先も、それぞれ、Paul 社とは全く別の事業者名や個人名の口座名義で、「ユニバース 3000 K型」契約時とも別の口座だった。

(5)1月中旬、消費者が口座を確認したところ、予定されていた分配金の振込みが無かった。

Paul 社に電話をしたが誰も電話に出ず、運用実績を報告するメールの送付も無くなった。

償還日が来た現在も Paul 社からの連絡はなく、分配金の支払や元本の払戻しもない。

3. 事例の特徴

- O Paul 社とは別のメルマガ発行者が、メルマガポータルサイトを利用して、Paul 社が取り扱う投資信託商品を購入すれば高い利益が得られるなどといった情報をメルマガ 購読者に無料配信しています。
- 〇 このメルマガを購読した消費者が Paul 社のウェブサイトにアクセスして会員登録を行うと、後に Paul 社から、償還期間 3 ~ 5 か月、1 口 10 万円、年利 20 ~ 70%、週 1 ~ 月 1 回の収益分配などといった短期・高利回りの投資信託商品の勧誘を受けます。
- 〇 高利回りの商品に興味を持った消費者が Paul 社に対して申込みを行うと、申込金の振込先として Paul 社とは別名義の事業者や個人の口座を指定されます。消費者がこの口座へ申込金を入金すると、投資信託の取引が開始されます。
- 開始直後こそ消費者は数千円程度の分配金を受け取りますが、償還前に Paul 社と連絡が取れなくなります。消費者には残りの運用期間の分配金だけでなく、元本についても払い戻されることはありません。
- O Paul 社は、分配金を受け取った消費者に対して更に高利回りの別商品の勧誘を行う場合があります。

消費者が追加契約を交わしても、当初契約と同様に、分配金の支払や元本の払戻しはありません。

4. 当庁が確認した事実

O Paul 社が所在地としている場所には全く別の事業者が入居しており、Paul 社の拠点 は存在していませんでした。また、この所在地を本店又は支店とする Paul 社の商業法 人登記もありませんでした。

- 〇 投資信託商品の販売を行うためには金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に基づき、金融商品取引業者としての登録が必要ですが、Paul社は同法に基づく登録を受けていませんでした。
- O Paul 社の連絡先電話番号の契約者は電話転送サービス事業者であり、更に、そのような事業者を複数利用して電話発信元の正体を分からないようにしていました。
- O Paul 社が利用するメールアドレスのドメイン契約者とは連絡が取れず、その契約自体も虚偽の申告であることが分かりました。
- Paul 社の振込先口座の名義人の一部は、自身で口座を管理しておらず、Paul 社とは無関係であると説明しています。

5. 消費者へのアドバイス

- 前記調査結果を踏まえると、Paul 社が勧誘する投資信託商品は実体がないものであり、Paul 社を紹介したメルマガ発行者と裏でつながっていることが強くうかがわれます。Paul 社の投資信託商品に関する勧誘には決して応じないようにしましょう。
- 投資信託商品を販売するには、金融商品取引法に基づく内閣総理大臣の登録を受けなければなりません。こうした登録の状況については、金融庁のウェブサイトで公表していますので、実在する金融商品取引業者かどうかを確認する際の参考にしてください。電話でのお問い合わせの場合は、同庁金融サービス利用者相談室を利用してください。
 - 金融庁 免許・許可・登録等を受けている業者一覧

http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html

● 金融サービス利用者相談室

電話番号 0570-016-811 (平日 10 時 00 分~17 時 00 分) ※IP 電話・PHS からは 03-5251-6811 におかけください。

- また、投資信託商品を販売する事業者には、消費者の求めの有無にかかわらず、投資信託に係る目論見書を交付する義務があります。取引を始める際には、この目論見書などの資料により事業者の情報や商品の内容を必ず確認しましょう。
- ひ投資信託商品の購入に際し、振込先として別名義の事業者や個人の口座を指定する事業者との取引には応じないようにしましょう。
- このような取引に関して不審な点があった場合は、前記金融サービス利用者相談室のほか、消費生活センターや警察に相談しましょう。
 - 消費者ホットライン(最寄りの消費生活センターを御存知でない場合)電話番号 0570-064-370
 - 警察相談専用電話

電話番号 #9110

(以 上)

投資信託総合取引申込書

(兼 投資信託受益権振込決済口座設定申込書) [追加型]

個人

責社の投資信託総合取引規定、投資信託受益権決済振込口座管理規定 その他関連規定に基づき、投資信託受益権振込決済口座の設定 投資信託総合取引の設定および取引等を申し込みます。

		Mala E	
申L込み日	平成 25 年	月	日

	〒 -			性	- 別			男	□女			ご連絡先	
ご住	フリガナ								携带				
任所		都道府県							(自宅 ()	-		
ů,	フリガナ							生年			昭和	□平成	
氏名							様	月日		年	月	日(満	歳)
	お勤め先	部署名				お	電話					FAX	
				()	-				()		
	私は、投資受益権	重振込口座申込みに	おける契約	約締結	前の交付、	説明	を受け、内容	字を理例	解致しま	した。		確認印	Ð
振义	△先(受益受方)口座	医明細											
	口座人名葡		振込	指定口	座(金融	機関名)						

口座人名義	振込指	定口座(金融機関名)				
フリガナ	種別	支店名(コード)	口座番号			
	フ	リガナ				
	普通預金 [科目:1]					

投資	信託総合取引コース		備考
信託金	1口10,	000円	
申し込み口数	5小口	50,000円	

私は、下記事項を確認のうえ、本申込書に記載の取引を申込みます。 ご確認欄

- 1 投資信託は、預金貯金ではありません。 2 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- 3 投資信託は、価格変動リスクや通貨の価格変動による為替変動リスクにより、投資元本を下回る場合があります。
- 4 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入頂いたお客様に帰属します。
- 5 投資信託の運用は、委託会社、および適格機関投資家等特例業務が行います。
- 6 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入頂いたお客様に帰属します。
- 7 反社会的勢力でないことの確約に同意Lます。
- B 私(ご本人様)は日本証券業協会の正会員である金融商品取引業者(証券会社等)勤務等ではありません。

[弊社使用欄]

	本人催認書 類	
□ 運転免許所	□ 保険証	□ 戸籍謄本、抄本
□ 住民票写し	□ 印鑑証明書	
□ 納税証明書	□ 住民票記載	事項証明書

担当者確認印	事務検印	事務取扱者		
(P)	(FI)	(P)		

送付No

投資信託総合取引契約書

(商品名:ユニバース3000 K型 分配型)

(以下甲)と PGAP (以下乙)との間に、以下の項目で、甲乙間に次のとおり投資信託総合取引契約を締結する。

第1条 投資信託総合取引

- 1. 投資信託総合取引は提供するサービスのうち、国内投資信託又は、外国投資信託の受益権、受益証券及び投資証券若しくは 投資法人債権又は外国投資証券にかかる取引及び受益証券等の保護預かり運用、累積投資並ぶにこれらに付随する 投資総合取引に適用される。
- 申は、投資総合取引について、本契約に掲げる事項をご了承頂き、自らの判断と責任において投資総合取引を行うれのとする。

第2条 投資信託金銭の支払い

1. 甲は、本契約の為に当社の手続きに従い契約に必要な投資信託金銭を金融機関等から当社への払込み等により支払うものとする。

第3条 信託金銭明瞭

- 1、次に表示のものを甲は乙に対し、金50,000円の金銭を第9条に規定する財産に運用する目的をもって信託し、乙はこれを締結する。
- 9 甲は乙の承諾を得て金銭を追加信託することができる。

投資信託金=1口10,000円 (5小口=50,000円)

第4条 契約時期及び価格方法

- 1, 甲に契約締結前交付、説明を受けご了承頂いた本契約運用開始日の前日までに支払うものとする
- 2、契約された投資信託の所有並びにその元本及び果実に対する請求権は、契約完了日からお客様に帰属するものとする。

第5条 契約申込みの取消し

1、投資信託の契約申込みの取消しは、当社の定める日時までにお客様ご自身により当社(専属担当)へご連絡を行うものとする。 ただし、甲の申込みが定期積立の場合には定期積立契約の解除又は中止の措置をとることが必要とする。

第6条 取扱範囲

- 1、当社が投資信託総合取引として取り扱う範囲は、受益権に関わる購入注文又は解約注文の取り次並びに運用収益の照会とする。
- 2、 当社は以下の取り扱いは行わないものとする。

ア 受益証券等の受入

イ 受益証券等の買取

ウ 受益証券等の質権設定

工受益証券等の譲渡

第7条 保管·保護

- 1、この契約によって締結された投資信託は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載者しくは記禄による管理又は当社の保護預かりにより行い、保護預かりにおいては、他の寄託契約に基づき当社が保管している投資信託と混蔵して大券にて保管するものとする。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で信託銀行に再寄託することがある。
- 2、 前項により混蔵して保管する投資信託については、次の事項に付きご同意頂いたものとして取り扱うものとする。

ア寄託された投資信託に対し、寄託の額に応じて共有権又は、準共有権を取得すること。

- イ 投資信託の新たな寄託又は返還については、寄託している他のお客様と協議を要しないこと。
- ウ当社は、投資信託の現物出庫の請求には応じられないこと。
- 3. 当社は、この契約により保管している投資信託について保管料を頂くことがある。

第8条 果実等の再投資

1、前7条に基づき保管する投資信託の果実(収益分配金)はお客様に代わって当社が受領したうえ その全額をもって決済日の基準価格により同一及び、その他乙の裁量により投資信託受益権の買付け(再投資)を行う。 なお、この場合の買付手数料は無料とする。

第9条 運用

- 1, 乙は前条の信託財産を、投資運用方針に従い乙の裁量により運用する。
 - ① 国债、地方债、社债

② 株式

③ 為替

④ その他乙の裁量によるもの

第10条 注意事項

- 1、甲は次の事項を理解したうえで投資信託総合取引を行うものとする。
 - ア投資信託は預金ではない。
 - イ 投資信託は預金保険法が定める預金保険の対象ではない。
 - ウ 投資信託は記入機関の預金とは異なり、信託金銭について当社規定外の元本保証又は当社規定外の利回り保証のいずれでもない。
 - エ 投資信託は投資保護基金の対象ではない。
 - オ 投資信託は証券等の下落やそれらの証券等の発行者の信用状況の悪化、為替運用における円換算時の基準価格の下落による為替リスク等 ご理解頂いたうえでの契約となる。
 - カ 本契約の受益権は乙の承諾を得ずにこれを譲渡し又は担保に供することができない。

投資信託総合取引契約書

(商品名: ユニバース3000 K型 分配型)

第11条 本規定の変更

- 1、本規定は法令の変更又は監督官庁の指示、その他の必要に生じたとさに変更されることがある。
- 2、 当社が本規定の変更内容を通知したにも関わらず所定の期日までに異議の申出がないときは、変更に同意したものとして取り扱うものとする。
- 3. 前記2の通知はその内容が甲との従来の権利を制限する若しくは義務を課するものでない場合、またその内容が軽微である場合は 当社のホームページの掲載に代えること、又は通知を省略できるものとする。

第12条 取次の停止

1. 次に掲げる事由のいずれかがあるときには、買付及び解約の受付を一時停止できるものとする。

ア 当社及び投信委託会社当該取扱商品の財産資金管理を円滑に行う為、買付及び解約を停止した場合。 イ 災害、事変等、不可抗力と認められる事由により、当社が取次を停止さぜるえないと判断した場合。

第13条 運用報告等の通知

1、当社は当該取扱商品の運用かかる計算書及び報告書を受領したとさは、遅滞なく通知する。

第14条 申込事項の変更(届出事項)

- 1. 改名、転居などお申込み事項に変更があったときには、甲は当社が指定する届出書により変更事項を遅滞することなく当社へ届出でること。
- 2、前項の届出があったときは当社が指定する本人確認書類を提出することがある。

第15条 解約

- 総合取引契約書に定められた契約期間中による中途解約はできないものとする。 ただし、特約をみとめ1ヶ月の猶予期間を設けたうえで本契約を解除できるものとする。
- 2. この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく投資信託を換金し、その金銭をお客様に返還する。

第16条 金銭の償還、返還

- 1. 当社は、この契約に基づく投資信託の返還の請求を受けたときは、解約又は買取り請求により換金のうえ、その金銭を返還する。
- 2、前項の換金価額は、返還請求の書面を当社が受領した日を解約申込日とし、各投資信託の総合取引契約書に定める契約完了日に基づくものとする。返還請求手続きは、当社所定の書面によりお申し出頂いたうえ、第15条に基づきその金銭を返還する。

第17条 その他

- 1、当社は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によっても対価をお支払いしないものとする。
- 2. 当社は、当社の故意又は重過失なくお客様または第3者に生じた損害についてはその積を負わないものとする。
- 3、甲は、日本証券業協会の正会員である金融商品取引業者(証券会社等)勤務等ではない。

第18条 暴力団等反社会勢力の排除

- 1、本契約は投資信託取引名義人並びに投資信託取引名義人が所属する団体、会社、その子会社に該当しない場合に利用することができる。
- 2. 当社との契約に際し、投資取引名義人は所属団体及び所属団体の役員等が、現在かつ将来にわたって次のいずれにも該当しない ことについて表明し、かつ、これらに属さないことを確約するもとする。

ア 暴力団員 イ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの ウ 暴力団準構成員

(以下甲)と PGAP (以下乙)との間に、以上の項目で、甲乙間に投資信託総合取引契約を締結する。

本投資信託総合取引契約期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までを期間とする。

1、収益の計算と収益金の分配

毎週 1回、各期日及び信託終了日に、受益者の収益金を計算する。 毎週 1回、運用収益から信託報酬その他経費を控除した金額を甲の指定口座に振り込み送金して支払う。

2, 信託報酬及び税金、元本保証規定

信託報酬は乙が別に定める方法により計算した金額に消費税相当額を加えた金額を各計算期日及び信託終了のときに信託財産から受領する。 信託報酬ニ受渡金額の25%(所得稅15% 住民稅5% 復典特別所得稅0.315% 信託報酬4.685%) 元本を保全する信託保障制度を採用し、万が一、契約期間中、元本割れされた場合には契約期間終了後信託保障制度(前事項の記載)を用い元本を保全する。(規定利率元本損失分から75%) (契約期間終了日の翌日に元本保全を対応致しますが、土曜、日曜、祝祭日には翌営業扱いとなる)

甲)住所

乙)住所

東京都港区海岸1-2-3 Paul Green Asset Partners 周田 智廣